



「2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター
中核人材育成プログラム
[プライマリーコース・ベーシックコース]
に関する講習等実施業務
(OT 防御技術・ペネトレーション手法分野)」
に係る事前確認公募

公 募 要 領

2019 年 4 月 18 日

独立行政法人 情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、「2019年度 産業サイバーセキュリティセンター 中核人材育成プログラム[プライマリーコース・ベーシックコース]に関する講習等実施業務（OT防御技術・ペネトレーション手法分野）」について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続きに移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 契約の概要

(1) 名称

「2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター 中核人材育成プログラム[プライマリーコース・ベーシックコース]に関する講習等実施業務（OT 防御技術・ペネトレーション手法分野）」

(2) 契約期間

契約締結日より 2020 年 2 月 12 日（水）

(3) 概要

「産業サイバーセキュリティセンター」の講習等プログラムの一環として中核人材育成プログラムの OT 防御技術・ペネトレーション手法分野における講習等の計画および講習等の実施業務を行う。具体的な業務の内容については、別紙「事業内容（仕様書）」参照のこと。

2. 応募要件

(1) 応募者は、法人格を有していること。

(2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(4) 平成 31・32・33 年度競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者であること。

(5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(7) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。

(8) 守秘性に関する要件

本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

(9) 業務実施体制及びスキルに関する要件

別紙「事業内容（仕様書）」参照のこと。

3. 手続き等

(1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人情報処理推進機構

産業サイバーセキュリティセンター 事業部 担当：佐藤、川又

電話番号：03-5978-7554

E-mail：coe-kobo-j@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 17 階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30 は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1. 契約の概要」及び別紙「事業内容（仕様書）」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2019年5月7日（火）12時00分

場所：「3. 手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（様式 1）
- ② 「1. 契約の概要」及び別紙「事業内容（仕様書）」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）
- ③ 平成31・32・33年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し
- ④ 委任状（必要な場合）
- ⑤ 会社概要（様式 2）

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約結果等、契約に係る情報については、当機構のウェブサイトにて公表^(注)するものとする。
- (5) 契約条項については、（参考）契約書(案)を参照のこと。なお、契約条項については契約締結時に調整する場合がある。

(注)独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

【様式1】

年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫 殿

提出者 〒
住所
団体名
代表者役職氏名 印
担当者所属役職氏名
連絡先 メールアドレス
TEL
FAX

「2019年度 産業サイバーセキュリティセンター 中核人材育成プログラム[プライマリーコース・ベーシックコース]に関する講習等実施業務（OT防御技術・ペネトレーション手法分野）」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 会社概要

※会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

会社概要 (1/2)

会社名					
代表者氏名		URL			
本社住所	〒				
設立年月	西暦	年	月	主取引銀行	
資本金	百万円		資本系列		
従業員数	人		加盟協会		
会社の沿革：					
.....					
.....					
.....					
主要役員 (非常勤は役職 の前に○印を記す)	氏名	年齢	役職名	担当部門	学歴・略歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主要株主	株主名		持株数	構成比 (%)	貴社との関係
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
関連企業			主要外注先又は仕入先		

会社概要 (2/2)

会社概要に関する担当者連絡先	所在地 〒			
	所属・氏名	TEL :		
		FAX :		
		E-mail :		
業 績	期 項目	前々期 (確定) / ~ /	前 期 (確定) / ~ /	今 期 (見込み) / ~ /
	売上高	百万円	百万円	百万円
	営業利益	百万円	百万円	百万円
	経常利益	百万円	百万円	百万円
	資本勘定	百万円	百万円	百万円
	当期未処分利益	百万円	百万円	百万円
	借入残高 (社債、割手含む)	百万円	百万円	百万円
	定期預金残高	百万円	百万円	百万円
主要取引先とその売上高	主要取引先		直近決算時点における売上高	
			百万円	
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無		有・無	税金支払い遅滞の有無	
			有・無	

事業内容（仕様書）

1. 件名

「2019年度 産業サイバーセキュリティセンター¹中核人材育成プログラム[プライマリーコース・ベーシックコース]に関する講習等実施業務（OT²防御技術・ペネトレーション手法³分野）」

2. 背景・目的

近年、企業や個人の情報を狙ったサイバー攻撃にとどまらず、プラントやインフラの停止を狙い、制御システムまで含めた社会システム全体を標的とするサイバー攻撃のリスクが高まっている。このため、国家として安全・安心な社会を築くために、特に、重要インフラや経済・社会の基盤を支える事業者と国が連携し対策に取り組む必要がある。

プラントやインフラがサイバー攻撃を受けた場合には、それがどのような攻撃であるか把握し、迅速に対処することが重要であるとともに、事業継続性の観点から、サイバー攻撃に備えた準備、復旧計画等について、実践的かつ効果的に学ぶ必要がある。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、2017年に「産業サイバーセキュリティセンター」を設立し、サイバーセキュリティの最新の技術・ノウハウを学ぶとともに、実践的な模擬攻撃を通じた対策立案までを行い、効果的な防御戦略を構築できる人材を育成するとともに、他業界のサイバーセキュリティ責任者や専門家、国内外での人脈を形成することにより、総合的なサイバーセキュリティ戦略立案を担う中核人材の育成を推進する人材育成プログラム（以下「中核人材育成プログラム」という。）を実施している。

中核人材育成プログラムは、以下のコースから構成される。

- ・ プライマリーコース
7月初旬頃～9月末頃の3ヶ月間でIT基礎（情報システム基礎・情報システムセキュリティ基礎）とOT基礎（制御システム基礎・制御システムセキュリティ基礎・安全制御基礎）等を習得する
- ・ ベーシックコース
10月初旬頃～翌年1月末頃の約4ヶ月間で制御システムセキュリティ・ITセキュリティ・BCP等を演習を通じて網羅的に習得する
- ・ アドバンスコース
2月初旬頃～4月末頃の約3ヶ月間でベーシックコースよりも更に実践的な演習を実施し、更なる知見の向上を目指す
- ・ 卒業プロジェクト
5月初旬頃～6月までの期間で、受講生が10ヶ月間に習得した知識や経験を活かし、個人もしくはグループでテーマを企画立案して実施する

2019年度							2020年度					
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
プライマリー			ベーシック				アドバンス			卒業PJ		

OT固有のセキュリティリスクやサイバー攻撃からの防御手法などの技術的情報は、IT分野のセキュリティに関する情報と比較して世の中に多く出回っておらず、初めて学習する者も多い。そのため、サイバー攻撃からの防御技術等に関する高度な知識を、限られた期間内で効率よく習得するためには、一貫性をもって学習する必要がある。

本業務では、以下に示すOT防御技術等分野のプライマリーコース及びベーシックコース

¹ 産業サイバーセキュリティセンター：<https://www.ipa.go.jp/icscoe/index.html>

² OT：Operational Technology（制御技術）

³ ペネトレーション手法：対象のシステムに対して技術的に侵入を試み、その脆弱性を検出する手法のこと

の講習・演習（以下「講習等」という。）の計画及び実施を行うものである。

- ・ 中核人材育成プログラムの中核であるベーシックコース・アドバンスコースにて実施するテクノロジー系講座を十分に理解するために IT および OT 分野の基礎知識や通信プロトコル、セキュリティ対策の基礎知識の習得を目的としたプライマリーコース。
- ・ 制御システム固有のセキュリティリスクやサイバー攻撃の内容、それらサイバー攻撃を防ぐための防御技術に関する知識を習得するベーシックコース。

3. 業務詳細

3.1. 実施計画書の作成について

契約締結日から 5 営業日程度を目途に、次の(1)～(5)の事項を含む「2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター 中核人材育成プログラム[プライマリーコース・ベーシックコース]に関する講習等実施業務 (OT 防御技術・ペネトレーション手法分野)」の実施計画書を作成・提出すること。

- (1) プライマリーコース・ベーシックコース全体の実施スケジュール
- (2) 講習等の実施計画の概要
 - 実施項目の名称
 - 実施形式
 - 実施場所、など
- (3) 実施体制および役割
- (4) 常勤講師(予定)の略歴
- (5) 業務推進責任者の緊急連絡先

3.2. プライマリーコースの計画および実施

3.2.1. 実施対象

社会インフラ及び産業基盤に関連する企業・機関、又はその関連会社からの人材を想定する。

なお、受講生は以下の条件を満たしているものとする。

- ・ 情報処理技術者試験（IT パスポート試験）の合格程度の水準
 - ・ 情報システム又は制御システムに関わる 1 年以上の実務経験
- また、受講生数は 80 名程度を想定する。

3.2.2. 実施場所

- ・ 東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス
- ・ 東京都千代田区外神田 4 丁目 14-1 秋葉原 UDX
- ・ その他 IPA と請負者が協議して合意の上で定めた場所

3.2.3. 実施期間

プライマリーコース期間の 2019 年 7 月初旬頃から 2019 年 9 月末頃までの間に講習等を実施する。講習等は合計 22 日間とする。（ただし、実施日は変更される可能性があるため、変更時は速やかに対応できること。）なお、プライマリーコース期間中に夏季休暇を設ける予定であるが、その日程については IPA から別途指定する。

また、プライマリーコース期間中に受講生全体を 3 グループに分割して、1 グループに対して各 3 日、計 9 日のアクティビティを実施すること。なお、3 日間の内訳は、受講生のベーシックコース受講に向けた準備（演習用 PC 環境の構築等）及び講師とのコミュニケーション強化を目的としたアクティビティを 2 日、外部施設見学等を 1 日とする。また、日程については IPA より別途指定する。

講習等の時間は、9:30～17:00 までを基本とし、昼休み休憩(12:45～13:45)及び授業間の休憩時間(15分×2回)を除いた 6.0 時間(1コマ:90分×4コマ)で実施する。

3.2.4. 到達目標

- ・ IT 基礎の講習範囲について、情報処理技術者試験の高度試験と情報処理安全確保支援士試験の一部（午前 I 試験）で午前 I 通過者と同等程度の知識を習得すること

- ・ ベーシックコース以降にて制御システムセキュリティを題材にした発展的講義を聴講するため、制御システムに関連する基本的な用語や理論を理解すること
- ・ ベーシックコース以降にて制御システムセキュリティに関する演習を実施するため、制御機器や制御通信ネットワークに関する基礎知識を習得すること
- ・ ベーシックコース以降のアクティブラーニングでの課題解決を自身の力で行うため、制御用コントローラのプログラミングなど、基礎的な技術を身につけること

3.2.5. プライマリーコースの計画

(1) 講習等の計画

以下の要素を必ず取り込み、講習等を実施すること。

【座学・演習】

① IT 基礎

- ◇ 情報システムに関する基礎知識
 - ・ 情報基礎理論
 - ・ ハードウェア (CPU、メモリ)
 - ・ ソフトウェア (アルゴリズム、設計など)
- ◇ ネットワークの基礎
 - ・ TCP/IP、各種プロトコルなど
 - ・ システム及びネットワーク構成
- ◇ UNIX/Linux 入門
 - ・ コマンド
 - ・ ネットワーク構成
- ◇ 情報セキュリティ知識
 - ・ 情報セキュリティ技術
 - ・ 情報セキュリティ管理
- ◇ Python プログラミング

なお、上記の講習等については、IPA 職員が講習等を実施する場合がある。IPA 職員が講習等を実施する場合には、講習等補助要員として講習等に参加し、IPA 職員による講習等の継続が困難である場合には、IPA 職員に代わり講習等を継続すること。なお、IPA 職員による講習等の実施の詳細については後日連絡する。

② OT 基礎

- ◇ 制御システム
 - ・ 背景・歴史
 - ・ 構成 (アーキテクチャ・構成機器類等)
 - ・ 制御システムに関連する法制度・政策の紹介
 - ・ 制御システムのセキュリティ脅威、信頼性評価の概要
 - ・ 制御システムセキュリティ対策基礎 (代表的な対策の概要、海外動向等)
 - ・ 制御システムセキュリティマネジメント基礎 (ビジネスリスクとの関係、計画立案、組織構築、対策効果分析等)
- ◇ 制御理論入門 (制御方式の種類、信号・通信理論、分野毎の特徴等)
- ◇ 制御通信プロトコル概論
- ◇ 制御用コントローラプログラミング演習 (ラダープログラミング、ST 言語等)

③ その他

- ◇ 演習用 PC 環境の構築
- ◇ 外部施設見学
- ◇ IPA 模擬施設デモ見学

(2) シラバス・時間割・体制図・教材等の作成

シラバス、時間割、体制図および教材等の案を作成し、2019 年 6 月 14 日 (金) までに IPA

に提出すること。なお、各作成物における記載内容は以下のとおり。

<シラバス>

- ・ 講習等名称
- ・ 概要
- ・ 詳細アジェンダ
- ・ 講師名（予定）
- ・ 使用する教材名称、その他参考文献、など

<時間割>

- ・ 各講習等の実施日程単位のコマ割り、など

<体制図>

- ・ チーム構成図
- ・ 業務推進責任者の氏名
- ・ 講師の氏名
- ・ 関連する外部業者名、など

<教材等>

- ・ 講習等で使用するテキスト教材

なお、IPA 職員が講習等を実施する際には、シラバスの講師名を「IPA 職員」として提出すること。

(3) 教材等の準備

講習等実施に用いる教材を準備すること。なお、教材は原則として請負者が所有するものを使用すること。不足分については、国内外の第三者が所有するものを利用してもよいし、新たに作成してもよい。ただし、第三者が知的財産権（著作権を含む）を保有するものを利用する場合には、利用した箇所に引用表記を行うなど、第三者が著作権者であることを明示すること。

IPA が講習等実施前に教材の確認を求めた場合には、速やかに応じること。

3.2.6. プライマリーコースの実施

(1) 講習等の実施

講習等では以下を実施すること。

- ・ 3.2.5. で計画した講習等を受講生に対して実施する。
- ・ 講習等に対する受講生からの質疑に対応する。
- ・ プライマリーコースの講習等終了時に受講生に対して習熟度を確認する。

(2) 受講生へのフォロー

- ・ プライマリーコースの講習等終了時に受講生に対して、テストや自己診断などにより講習前後の知識や技能の習熟度を確認すること。
- ・ 習熟度評価結果や IPA が受講生から週次で受領する状況報告などにより、3.2.4 到達目標の基準に対して、理解が及んでいない受講生が確認できた場合、個別もしくは全体的にフォローを実施すること。ただし、特段の事情が無く受講生自身の責（無断欠席など）に起因する場合は除く。なお、フォローを実施する日程等は IPA と調整すること。
- ・ 習熟度の確認方法及び設定した基準は、事前に IPA の承認を得ること。

(3) 実施報告書の作成

講習等終了後に「2019 年度 OT 防御技術・ペネトレーション手法分野のプライマリーコースにおける中核人材育成プログラム実施報告書」を、2019 年 9 月 30 日（月）までに提出すること。また、同報告書は次の事項を含むこと。

- ・ 講習等全体の実施結果まとめ
 - ① 実施目的

- ② 到達目標
- ③ 講習等の実施概要（シラバス、時間割、体制図）
- ④ 実施した講習等の内容が分かる資料（フォロー時の講習等も含む）
- ⑤ 各講習等で受講生から出た主な質問、など
- ・ 習熟度評価方法に基づく確認結果
- ・ プライマリーコースの講習等実施にて感じた問題点およびその改善案

3.3. ベーシックコースの計画および実施

3.3.1. 実施対象

対象とする受講生は合計で 80 名前後とするが、受講生全体を 3 つのクラスに分けて実施するため、1 クラス最大 30 名前後への講習等の実施となる。なお、受講生は 2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムのプライマリーコースで実施した講習等内容を理解しているものとする。

3.3.2. 実施場所

- ・ 東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス
- ・ 東京都千代田区外神田 4 丁目 14-1 秋葉原 UDX
- ・ その他 IPA と請負者が協議して合意の上で定めた場所

3.3.3. 実施期間

受講生を 3 つのクラスに分けて、講習を行うため、ベーシックコース期間中の 2019 年 10 月初旬頃から 2020 年 1 月末頃までの間に 1 回あたり 19 日前後の講習等を 3 回実施する。なお、ベーシックコース期間中に年末年始休暇を設ける予定であるが、日程については IPA から別途指定する。

講習等時間は 10 : 00 ~ 17 : 30 までを基本とし、昼休み休憩 (11:30 ~ 12:30) と授業間の休憩時間 (15 分 × 2 回) を除いた 6.0 時間 (1 コマ : 90 分 × 4 コマ) にて実施する。

なお、講習等は演習中心での実施が想定されるため、講習等時間については事前に IPA と協議した上で変更可能とする。

講習等実施場所が IPA の施設外である場合、受講生が講習等使用機材を利用した自習を行うことを考慮し、講習等終了後に施設利用時間の延長に対応できる体制を整えること。

3.3.4. 到達目標

- ・ 制御システムが直面する脅威に対応する代表的攻撃パターンを把握し、システムのどの部分がリスクを含んでいるか解析出来る能力を身に着けること
- ・ 産業系システムへのサイバー攻撃に対する有効な防御策の基礎知識と実装技術を有し、システムへの適応案を作成することが出来ること
- ・ セキュリティインシデント⁴の発生時、実際に何が起こるか、何を行うべきかについて、実体験に裏付けられた知識と経験を有し、関係者に対して冷静な指示を出せること
- ・ 攻撃解析技術についての基礎技術を習得して、影響範囲の特定、安全を考慮した事業継続優先事項の判断、適切な手順に沿ったフォレンジックの指示といった、より実践的な技術を学ぶための準備が出来ていること

3.3.5. ベーシックコースの計画

3.3.5.1. 講習等の計画

以下の要素を必ず取り込み、講習等を実施すること。

【座学・演習・アクティブラーニング】

- ・ 制御システムセキュリティ概論
- ・ 攻撃モニタリング・攻撃体験

⁴ セキュリティインシデント：セキュリティを侵害する事案、事象

- ・ パケットキャプチャ⁵
- ・ 防御技術紹介・適用
- ・ フォレンジック入門
- ・ 防御技術
- ・ 攻撃回避手法
- ・ 成果報告・ディスカッション

3.3.5.2. シラバス・時間割・体制図・教材等の作成

シラバス、時間割および体制図の案を作成し、2019年9月13日(金)までにIPAに提出すること。なお、各作成物における記載内容は以下のとおり。

<シラバス>

- ・ 講習名称
- ・ 概要
- ・ 詳細アジェンダ
- ・ 講師名(予定)
- ・ 使用する教材名称、その他参考文献、など

<時間割>

- ・ 各講習等の実施日程単位のコマ割り、など

<体制図>

- ・ チーム構成図
- ・ 業務推進責任者の氏名
- ・ 講師の氏名
- ・ 関連する外部業者名、など

3.3.5.3. 評価方法の設計について

ベーシックコースにおける受講生の受講結果の評価方法を設計する。評価方法は、以下に示す方法でも良いし、独自に考案した方法でもよいが、採用した方法は採用理由と共に2019年9月13日(金)までにIPAに報告して承認を得ること。

- ・ 筆記テスト等を実施した結果で評価する方法
- ・ 講習等を実施した技能結果を客観的に評価する方法
- ・ 受講生に予め提示した評価軸に対して講習等開始時と期間終了後とで自己申告させて評価する方法
- ・ 講習等開始時に受講生が自ら定めた目標に対し、その達成率を自己申告させて評価する方法

3.3.6. ベーシックコースの実施

3.3.6.1. 講習等の実施

講習等では以下を実施すること。

- ・ 3.3.5で計画した講習等を受講生に対して実施する。
- ・ 講習等に対する受講生からの質疑に対応する。
- ・ ベーシックコースの講習等終了時に受講生に対して習熟度を確認する。
- ・ 講習等実施場所がIPAの保有する施設外の場合、受講生毎の入退室時間の記録を実施する

3.3.6.2. 講習等使用機材

講習等の実施では以下の条件を満たす機材を準備すること。

なお、下記については制御システムに対する攻撃/防御における初級から中級レベルの講習等が実施できる模擬システムであること。

- ・ 重要インフラ分野や主要産業で利用される制御システム(ビル管理システム/監視カメラシステム/発電プラント/ガスプラント/電力送配電システム/FA組立

⁵ パケットキャプチャ：ネットワーク上を流れるデータを取得し、解析可能な状態にすること

- システム)に関する複数の模擬システム
- ・ ペネトレーションテストの実践やセキュリティ対策実装時の効果が検証できる制御システムに関する模擬システム
- ・ 制御システムにおける一般的なアーキテクチャ(コントローラ・HMI・ネットワーク機能)を備えた制御システムに関する模擬システム
- ・ サイバー攻撃を受けた際にプラントへの影響をわかりやすくするための機能を備えた制御システムに関する模擬システム

3.3.6.3. 実施報告書の作成

講習等終了時において、「2019年度 OT 防御技術・ペネトレーション手法分野のベーシックコースにおける中核人材育成プログラムの実施報告書」を、2020年2月12日(水)までに提出すること。また、同報告書は次の事項を含むこと。

- ・ 講習等の実施結果のまとめ
 - ① 実施目的
 - ② 到達目標
 - ③ 講習等の実施概要(シラバス、時間割、体制図)
 - ④ 実施した講習等の内容が分かる資料(追加講習等も含む)
 - ⑤ ベーシックコースの講習等で受講生から出た主な質問
 - ⑥ 仕様書の要件を満たしていることを確認した結果、など
- ・ 習熟度評価方法に基づく確認結果
- ・ IPAの施設外で講習等を実施した場合の入退室記録
- ・ ベーシックコースの講習等実施にて感じた問題点およびその改善案

3.4. その他

- ・ 2019年7月1日(月)～2日(火)に実施予定である受講生の中核人材育成プログラム開校の式典に、講師のいずれかが出席すること。なお、式典のタイムスケジュールについてはIPAから別途通知するものとする。また、講師が出席できない場合は事前にIPAと協議すること。
- ・ 2019年10月初旬前後に実施を予定するベーシックコースオリエンテーションに、講師のいずれかが出席すること。なお、日程については事前にIPAと講師の間で調整を行うものとするが、講師が出席できない場合はIPAと協議すること。

4. 実施体制に関する要件

本業務を実施するにあたっては、次の実績及び要件を満たすこと。

4.1. 法人としての要件

- ・ 業務の役割を定めた実働可能な人数が確保できること
- ・ 組織として適切な管理・バックアップ体制が整えられること
- ・ 模擬システム等を活用したサイバーセキュリティ演習を、重要インフラ事業者を対象に提供した実績を持つこと
- ・ 制御システム分野において、演習用テストベッド等の構築や運営の経験を有すること
- ・ 本件の計画業務実施時に、実際の制御機器を用いた検証を実施可能な環境を有すること
- ・ 産業系システム機器に関する保守技術を持った人材を有し、演習実施前後の模擬システムの設定等の作業を行えるティーチングアシスタント等を提供可能であること
- ・ ネットワークトラフィック生成機能など演習に活用可能な支援ツールを有すること
- ・ 制御システムに関連する規格の国際標準化活動に従事した実績があること

4.2. 講師としての要件

- ・ 制御システム・制御セキュリティ領域における防御技術やペネトレーション等に

- 関する知識を有しており、当該分野に関する講義・演習経験者であること
- ・ 重要インフラを題材とした産業システムのサイバーセキュリティに関する研修の提供実績を持つこと(年間100名程度以上)
- ・ NIST SP 800-82、IEC 62443-2-1 などをはじめとする制御システムのセキュリティ対策規格に関する知識を有すること
- ・ 電力・鉄道・ビルなど重要インフラの各分野のシステムに固有の制御プロトコルに関して網羅的な知識を有すること
- ・ Stuxnet 型攻撃など制御システムに対する高度なペネトレーション手法、SIEM や計測機器を活用した実践的なフォレンジック技術について最先端の知見を有すること
- ・ 情報システムと制御システムが接続された近代的な産業システムを対象としたサイバーセキュリティの知識を有すること

5. 留意事項

- ・ 講師の旅費及び必要な機材の運搬費は請負者が負担するものとする。
- ・ 請負者は、講習等の教材等を請負者の責任において本業務内で準備するものとする。
- ・ 受講生が IPA の施設で講習等に使用するパソコン、インターネットアクセス回線及びマイク・プロジェクター等の設備及び演習等使用機材は IPA で用意する。それ以外の機材については、請負者の費用負担で用意するものとする。また、講習等を行う前に必要な事前セッティングは請負者の費用負担で行うものとする。
- ・ 請負者は、本業務で使用する資料及び教材等に関し、国内外の第三者が保有する知的財産権（著作権を含む）を侵害しないことを保証するものとする。また、権利侵害の紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない）、請負者の費用と責任負担において、その紛争を処理解決するものとし、IPA に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。
- ・ 本業務内で作成する資料、ドキュメント類については、IPA 産業サイバーセキュリティセンターで定めた作成ドキュメントの共有範囲に従い表示を行うこと。作成ドキュメントの共有範囲の表示については、IPA から契約締結後に開示する。
- ・ 定期的に IPA との進捗状況報告ミーティングを実施する。日程は IPA と事前に協議して決定する。
- ・ 天災など、IPA および請負者の責に帰さない事由により講習等が中止となった場合、その補習の実施等について IPA と協議する。
- ・ 本仕様書に記載されていない事項や不明な点がある場合には、IPA と協議する。

6. セキュリティ要件

本業務では、IPA と請負者は双方以下のセキュリティ要件を遵守するものとする。

- (1) 本業務のために提供された情報は、本業務の目的以外に利用しないこと。
- (2) 本業務において開示された資料や情報は、秘密の保持および紛失・滅失対策に留意し、管理の責任を負うこと。
- (3) 情報セキュリティを確保するための体制を定め、確認を求めた場合には速やかに報告すること。
- (4) 本業務の遂行において情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに報告を行うこと。また、必要に応じて双方で協議すること。
- (5) 本業務に関する情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに報告すること。なお、必要に応じて事前に通知を行った上で本業務に関する情報セキュリティ対策の実施状況確認のための調査を行う場合がある。
- (6) 本業務の一部を第三者に再委託する場合、第三者に請け負わせることにより生ずる脅威に対して、本要件に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保されるか確認し、必要に応じて措置を講ずること。
- (7) 本業務完了または契約解除等により、提供した紙媒体及び電子媒体（複製を含む）

が不要になった場合には、速やかに返却、もしくは破碎、溶解及び焼却等の方法により情報を復元困難かつ判読不能な方法で抹消すること。

7. 納入物件関連事項

以下の納入期限までに納入物件を納入すること

7.1. 納入期限と納入物件

【中間納入】

- ・ 納入期限：
2019年9月30日（月）
- ・ 納入物件
「2019年度 OT 防御技術・ペネトレーション手法分野のプライマリーコースにおける中核人材育成プログラム実施報告書」

【最終納入】

- ・ 納入期限：
2020年2月12日（水）
- ・ 納入物件：
「2019年度 OT 防御技術・ペネトレーション手法分野のベーシックコースにおける中核人材育成プログラムの実施報告書」

7.2. 納入場所

〒113-6591

東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス
独立行政法人情報処理推進機構 産業サイバーセキュリティセンター

8. 検収条件

本仕様書の要件を満たした上で本仕様に定めるすべての業務が実施され、かつ納入物件に不足・不備がないこと。

以上

契 約 書 (案)

独立行政法人情報処理推進機構 (以下「甲」という。) と〇〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。) とは、次の条項により「2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター 中核人材育成プログラム[プライマリーコース・ベーシックコース]に関する講習等実施業務 (OT 防御技術・ペネトレーション手法分野)」に関する請負契約を締結する。

(契約の目的)

第 1 条 乙は、別紙の仕様書に基づく業務 (以下「請負業務」という。) を本契約に従って誠実に実施し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(再請負の制限)

- 第 2 条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。
- 2 乙は、請負業務の一部を第三者 (以下「再請負先」という。) に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。
- 3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

(責任者の選任)

- 第 3 条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者 (乙の正規従業員に限る。) を選任して甲に届け出る。
- 2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。
- 3 乙は、第 1 項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(納入物件及び納入期限)

第 4 条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

(契約金額)

- 第 5 条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、税抜価格〇, 〇〇〇, 〇〇〇円に消費税及び地方消費税額〇〇〇, 〇〇〇円 (税抜価格に 100 分の 10 を乗じた額 (1 円未満は切り捨て)) を加えた金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とする。
- 2 各納入物件に対する対価は以下のとおりとする。
- 中間納入物件 税抜価格〇, 〇〇〇, 〇〇〇円に消費税及び地方消費税額〇〇〇, 〇〇〇円 (税抜価格に 100 分の 10 を乗じた額 (1 円未満は切り捨て)) を加えた金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 最終納入物件 税抜価格〇, 〇〇〇, 〇〇〇円に消費税及び地方消費税額〇〇〇, 〇〇〇円 (税抜価格に 100 分の 10 を乗じた額 (1 円未満は切り捨て)) を加えた金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- また、契約期間中に税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、その都度、改正以降における消費税及び地方消費税額は、変動後の比率により計算することとする。

(権利義務の譲渡)

第 6 条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはな

らない。

(実地調査)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。

2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

(検査)

第8条 甲は、第4条の規定により各納入物件の納入を受けた日から30日以内に、当該納入物件について別紙仕様書に基づき検査を行い、同仕様書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって直ちに乙に通知する。

2 各納入物件について、前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。

3 中間納入物件が本条による検査に合格した場合、甲は、これを確認するために合格通知書を乙に交付する。

4 請負業務は、最終納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。この場合、甲は、完了を確認するために請負業務の完了通知書を乙に交付する。

5 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

(瑕疵の補修)

第9条 甲は、前条第3項の規定による請負業務の合格後及び第4項の規定による請負業務の完了日から1箇年以内に各納入物件に瑕疵その他の不具合（以下「瑕疵等」という。）があることを発見したときは、乙に対して相当の期限を定めて、その瑕疵等を無償で補修させることができる。

(対価の支払及び遅延利息)

第10条 甲は、第8条第3項の規定による請負業務の合格後及び第4項の規定による請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。

2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号））によって、遅延利息を支払うものとする。

(遅延損害金)

第11条 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由による場合を除き、乙が各納入期限までに当該納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。

2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

(契約の変更)

第12条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。ただし、次条による解除権の行使は妨げないものとする。

一 仕様書その他契約条件の変更。

二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。

三 税法その他法令の制定又は改廃。

四 価格に影響のある技術変更提案の実施。

(契約の解除等)

第 13 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に対する通知をもって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
 - 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、各納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は各納入期限までに完了する見込みがないとき。
 - 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
 - 四 乙が破産宣告を受け、その他これに類する手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 五 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、各納入物件を納入する見込みがないと甲が認めたとき。
 - 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第 1 項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約の全部又は一部を無償解除することができる。
- 4 甲は、第 1 項第 1 号乃至第 4 号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。
- 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）

- 第 14 条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った通常かつ直接の損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第 5 条所定の契約金額を超えないものとする。
- 2 第 11 条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

（違約金及び損害賠償金の遅延利息）

- 第 15 条 乙が、第 13 条第 4 項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

（秘密保持及び個人情報）

- 第 16 条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。
- 2 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。
- 3 前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（納入物件の知的財産権）

- 第 17 条 各納入物件に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）、本契約の履行過程で生じた発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第 8 条第 3 項の規定による請負業務の合格後及び第 4 項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。
- 2 各納入物件に、乙又は第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項

に規定する移転の時に、乙は甲に対して非独占的な実施権、使用権、第三者に対する利用許諾権(再利用許諾権を含む。)、その他一切の利用を許諾したものとみなす。なお、その対価は契約金額に含まれるものとする。

3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、各納入物件に関する著作権人格権、及び当該納入物件に対する著作権法第 28 条の権利、その他“原作品の著作者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

(知的財産権の紛争解決)

第 18 条 乙は、各納入物件に関し、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権(公告、公開中のものを含む。)を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について調査を行い、これを甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の知的財産権に関して権利侵害の紛争が生じた場合(私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。)、その費用と責任負担において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。

3 第 9 条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(成果の公表等)

第 19 条 甲は、第 8 条第 3 項の規定による請負業務の合格後及び第 4 項の規定による請負業務完了の日以後、本契約に係る成果を公表、公開及び出版(以下「公表等」という。)することができる。

2 甲は、前項の規定に関わらず、乙の書面による承認を得て、請負業務完了前に成果の公表等を行うことができる。

3 乙は、成果普及のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。

4 乙は、甲の書面による承認を得た場合は、本契約に係る成果を公表等することができる。この場合、乙はその方法、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。

5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を表示しなければならない。

6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(協議)

第 20 条 本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

(その他)

第 21 条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第 1 条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知が

あったとき

- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第 2 条 乙は、前条第 1 号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第 61 条第 1 項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第 62 条第 1 項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第 3 条 乙が、本契約に関し、第 1 条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第 1 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第 1 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第 4 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（再請負契約等に関する契約解除）

第 5 条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該

当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

2019年5月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目28番8号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。
2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。
2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。
3 乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。
2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。
3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。
4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。
5 乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したと

きは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

- 2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

（記録）

第 9 条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

- 2 乙は、前項の記録を業務の終了後 5 年間保存しなければならない。

（再請負）

第 10 条 乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

- 2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

（事故）

第 11 条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

- 2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
- 3 第 1 項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上